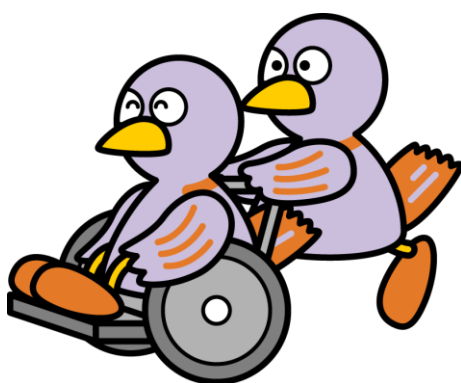




彩の国 埼玉県

障害児通所支援事業所 指定の手引



埼玉県マスコット「コバトン」

令和 8 年 7 月 改 訂

埼玉県福祉部障害者支援課

問合せ先：地域生活・医療的ケア児支援担当
住 所：〒330-9301
さいたま市浦和区高砂3-15-1
電 話：048-830-3317
F A X：048-830-4783

1. はじめに	1
2. 指定基準等について	
(1) 児童発達支援の指定基準	3
(2) 放課後等デイサービスの指定基準	7
(3) 居宅訪問型児童発達支援の指定基準	9
(4) 保育所等訪問支援の指定基準	10
3. 従業員の資格要件等について	
(1) 児童発達支援管理責任者について	11
(2) 児童指導員について	14
(3) 実務経験年数及び日数換算について	15
4. その他指定に関する事項について	
(1) 常勤について	15
(2) 常勤換算方法について	16
(3) 「専ら従事する」、「専ら提供に当たる」、「専従」について	16
(4) 法人の登記事項全部証明書の目的について	16
5. 指定申請について	
(1) 指定申請のスケジュール	17
(2) 指定の窓口	19
(3) 提出書類	20
(4) 指定申請書の編集	24
6. 指定事業開始後の手続	
(1) 変更届出書	25
(2) 給付費等算定に係る体制等に関する届出書（体制届）	25
(3) 指定変更申請（利用定員増について）	25
(4) 指定更新	26
(5) 廃止・休止・再開届	26
(6) 業務管理体制の整備に関する届出	26
7. その他	
(1) 危機管理	27
(2) 災害対策	27
8. 令和5年度の改正事項等について	28

1. はじめに

この手引は、児童福祉法に規定する指定障害児通所支援事業の指定を受けようとする事業者のため、指定手続に係る基本的事項をまとめたものです。なお、さいたま市、川越市、川口市、越谷市、和光市につきましては、各市が指定権者となりますので、直接御相談ください。

【障害児通所支援の種類と内容】

障害児通所支援事業 → 第二種社会福祉事業（社会福祉法第2条第3項第2号）

種類	内容	児童福祉法
児童発達支援	障害児につき、児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。	第6条の2の2第2項
放課後等デイサービス	学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学している障害児につき、授業の終了後又は休業日に児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与することをいう。	第6条の2の2第3項
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害の状態その他これに準ずるものとして厚生労働省令で定める状態にある障害児であって、児童発達支援、医療型児童発達支援又は放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難なものにつき、当該障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。	第6条の2の2第4項
保育所等訪問支援	保育所その他の児童が集団生活を営む施設として厚生労働省令で定めるものに通う障害児又は乳児院その他の児童が集団生活を営む施設として厚生労働省令で定めるものに入所する障害児につき、当該施設を訪問し、当該施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他の便宜を供与することをいう。	第6条の2の2第5項

【根拠法令等一覧】

法		
児童福祉法（昭和22年12月12日法律第164号）		
厚生労働省令・告示		
最低基準		児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年2月29日厚生労働省令第63号）※児童発達支援センターのみ
指定基準	基準省令	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年2月3日厚生労働省令第15号）
	解釈通知	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成24年3月30日障発0330第12号）
報酬算定基準	報酬告示	児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年3月14日厚生労働省令第122号）
	留意事項通知	児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成24年3月30日障発0330第16号）
条例		
児童福祉法施行条例（平成24年12月25日埼玉県条例第68号）		

2. 指定基準等について

(1) 児童発達支援の指定基準

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行う。

対象：療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障害児

- ①市町村等が行う乳幼児健診等で療育の必要性があると認められる児童
- ②保育所や幼稚園に在籍しているが、併せて、指定児童発達支援事業所において、専門的な療育・訓練を受ける必要があると認められた児童

ア. 児童発達支援（児童発達支援センター以外、主たる対象を重症心身障害児とする場合以外）の指定基準

人員基準	従業者	児童指導員又は保育士	<ul style="list-style-type: none"> ○1人以上は常勤 ○合計数が以下の区分に応じてそれぞれに定める数以上 <ul style="list-style-type: none"> ・障害児の数が10人まで 2人以上 ・障害児の数が10人を超えるもの <ul style="list-style-type: none"> 2人に、障害児の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えた数以上 ○機能訓練担当職員、看護職員の数を含めることができる ○機能訓練担当職員、看護職員の数を含める場合は、半数以上が児童指導員又は保育士であること
		児童発達支援管理責任者	<ul style="list-style-type: none"> ○1人以上（うち1人以上は専任かつ常勤） ○資格要件あり（実務経験＋研修修了） ○管理上支障がない場合は、管理者との兼務は可
		機能訓練担当職員※1	○機能訓練を行う場合に置く
		看護職員※2	○医療的ケアを行う場合に置く※3
	管理者	当該事業所の管理業務に従事するもの (業務に支障がない場合は、一定の要件を満たした上で兼務可)	
設備基準	<ul style="list-style-type: none"> ○発達支援室 <ul style="list-style-type: none"> ・発達支援室における障害児1人当たりの床面積は2.47㎡以上とすること ・訓練に必要な機械器具等を備えること ○相談室、便所、児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えること ○3列シート以上の送迎車両には「安全装置のガイドライン」に適合した装置を設置すること 		
運営基準	<ul style="list-style-type: none"> ○利用定員 ○運営規程を定める義務 など ○運営にあたっては『児童発達支援ガイドライン』を御一読ください 		

※1 機能訓練担当職員・・・理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理指導担当職員※4等

※2 看護職員・・・保健師、助産師、看護師又は准看護師

※3 医療機関等との連携により、看護職員を事業所に訪問させ、医療的ケアを行う場合等は配置不要

※4 心理指導担当職員・・・学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者

イ. 児童発達支援（児童発達支援センター以外、主たる対象を重症心身障害児とする場合）の指定基準

人員基準	従業者	嘱託医	1人以上
		看護職員※1	1人以上
		児童指導員又は保育士	1人以上
		機能訓練担当職員※2	○1人以上 ○機能訓練を行わない時間帯については、置かないことができる
		児童発達支援管理責任者	○1人以上 ○資格要件あり（実務経験＋研修修了） ○管理上支障がない場合は、管理者との兼務は可
	管理者	原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するもの （業務に支障がない場合は、一定の要件を満たした上で兼務可）	
設備基準	<p>○発達支援室</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発達支援室における障害児1人当たりの床面積は2.47㎡以上とすること。 ・訓練に必要な機械器具等を備えること <p>○相談室、便所、児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えること</p> <p>○3列シート以上の送迎車両には「安全装置のガイドライン」に適合した装置を設置すること</p>		
運営基準	<p>○利用定員</p> <p>○運営規程を定める義務 など</p> <p>○運営にあたっては『児童発達支援ガイドライン』を御一読ください</p>		

※1 看護職員・・・保健師、助産師、看護師又は准看護師

※2 機能訓練担当職員・・・理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理指導担当職員※3等

※3 心理指導担当職員・・・学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者

ウ. 児童発達支援（児童発達支援センター）の指定基準

人員基準	従業者	嘱託医	1人以上
		児童指導員及び保育士	○総数がおおむね障害児の数を4で除して得た数以上 ○児童指導員 1人以上 ○保育士 1人以上 ○機能訓練担当職員、看護職員の数を総数に含めることができる ○機能訓練担当職員、看護職員の数を総数に含める場合は、半数以上が児童指導員又は保育士であること
		栄養士	○1人以上 ○障害児の数が40人以下の場合は置かないことができる
		調理員	○1人以上 ○調理業務の全部を委託する場合は置かないことができる
		児童発達支援管理責任者	○1人以上
		機能訓練担当職員※ ¹	○機能訓練を行う場合に置く
	看護職員※ ²	○医療的ケアを行う場合に置く※ ³	
管理者	原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するもの (業務に支障がない場合は、一定の要件を満たした上で兼務可)		
設備基準	発達支援室	○定員は、おおむね10人 ○障害児1人当たりの床面積は2.47㎡以上とすること	
	遊戯室	○障害児1人当たりの床面積は1.65㎡以上とすること	
		○屋外遊戯場、医務室、相談室、調理室、便所、静養室、児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えること ○3列シート以上の送迎車両には「安全装置のガイドライン」に適合した装置を設置すること	
運営基準	○利用定員 ○運営規程を定める義務 など ○運営にあたっては『児童発達支援ガイドライン』を御一読ください		

※1 機能訓練担当職員・・・理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理指導担当職員※⁴等

※2 看護職員・・・保健師、助産師、看護師又は准看護師

※3 医療機関等との連携により、看護職員を事業所に訪問させ、医療的ケアを行う場合等は配置不要

※4 心理指導担当職員・・・学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者

エ. 児童発達支援（児童発達支援センター、主たる対象を重症心身障害児とする場合）の指定基準

人員基準	従業者	嘱託医	1人以上
		児童指導員及び保育士	○総数がおおむね障害児の数を4で除して得た数以上 ○児童指導員 1人以上 ○保育士 1人以上 ○機能訓練担当職員、看護職員の数を総数に含めることができる ○機能訓練担当職員、看護職員の数を総数に含める場合は、半数以上が児童指導員又は保育士であること
		栄養士	○1人以上 ○障害児の数が40人以下の場合は置かないことができる
		調理員	○1人以上 ○調理業務の全部を委託する場合は置かないことができる
		児童発達支援管理責任者	○1人以上
		看護職員※ ¹	○1人以上
		機能訓練職員※ ²	○1人以上
	管理者	原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するもの (業務に支障がない場合は、一定の要件を満たした上で兼務可)	
設備基準	発達支援室、遊戯室、調理室、便所、児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えること		
	屋外遊戯場、医務室、相談室	主として重症心身障害児を通わせる場合は設けないことができる	
	3列シート以上の送迎車両には「安全装置のガイドライン」に適合した装置を設置すること		
運営基準	○利用定員 ○運営規程を定める義務 など ○運営にあたっては『児童発達支援ガイドライン』を御一読ください		

※1 看護職員・・・保健師、助産師、看護師又は准看護師

※2 機能訓練担当職員・・・理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理指導担当職員※³等

※3 心理指導担当職員・・・学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者

(2) 放課後等デイサービスの指定基準

授業の終了後又は学校の休業日に施設に、児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行う。

対象：学校教育法第1条に規定している学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学しており、授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められた障害児

ア. 放課後等デイサービス（主たる対象を重症心身障害児とする場合以外）の指定基準

人員基準	従業者	児童指導員又は保育士	<ul style="list-style-type: none"> ○1人以上は常勤 ○合計数が以下の区分に応じてそれぞれに定める数以上 <ul style="list-style-type: none"> ・障害児の数が10人まで 2人以上 ・障害児の数が10人を超えるもの <ul style="list-style-type: none"> 2人に、障害児の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えた数以上 ○機能訓練担当職員、看護職員の数を合計数に含めることができる ○機能訓練担当職員、看護職員の数を合計数に含める場合は、半数以上が児童指導員又は保育士であること
		児童発達支援管理責任者	<ul style="list-style-type: none"> ○1人以上（うち1人以上は専任かつ常勤） ○資格要件あり（実務経験＋研修修了） ○管理上支障がない場合は、管理者との兼務は可
		機能訓練担当職員※ ¹	○機能訓練を行う場合に置く
		看護職員※ ²	○医療的ケアを行う場合に置く※ ³
	管理者	当該事業所の管理業務に従事するもの (業務に支障がない場合は、一定の要件を満たした上で兼務可)	
設備基準	<ul style="list-style-type: none"> ○発達支援室 <ul style="list-style-type: none"> ・発達支援室における障害児1人当たりの床面積は2.47㎡以上とすること ・訓練に必要な機械器具等を備えること ○相談室、便所、放課後等デイサービスの提供に必要な設備及び備品等を備えること ○3列シート以上の送迎車両には「安全装置のガイドライン」に適合した装置を設置すること 		
運営基準	<ul style="list-style-type: none"> ○利用定員 ○運営規程を定める義務 など ○運営にあたっては『放課後等デイサービスガイドライン』を御一読ください 		

※1 機能訓練担当職員・・・理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理指導担当職員※⁴等

※2 看護職員・・・保健師、助産師、看護師又は准看護師

※3 医療機関等との連携より、看護職員を事業所に訪問させ、医療的ケアを行う場合等は配置不要

※4 心理指導担当職員・・・学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者

イ. 放課後等デイサービス（主たる対象を重症心身障害児とする場合）の指定基準

人員基準	従業者	嘱託医	1人以上
		看護職員※1	1人以上
		児童指導員又は保育士	1人以上
		機能訓練担当職員※2	○1人以上 ○機能訓練を行わない時間帯については、置かないことができる
		児童発達支援管理責任者	○1人以上 ○資格要件あり（実務経験＋研修修了） ○管理上支障がない場合は、管理者との兼務は可
管理者	当該事業所の管理業務に従事するもの （業務に支障がない場合は、一定の要件を満たした上で兼務可）		
設備基準	○発達支援室 ・発達支援室における障害児1人当たりの床面積は2.47㎡以上とすること ・訓練に必要な機械器具等を備えること ○相談室、便所、放課後等デイサービスの提供に必要な設備及び備品等を備えること ○3列シート以上の送迎車両には「安全装置のガイドライン」に適合した装置を設置すること		
運営基準	○利用定員、運営規程を定める義務 など ○運営にあたっては『放課後等デイサービスガイドライン』を御一読ください		

※1 看護職員・・・保健師、助産師、看護師又は准看護師

※2 機能訓練担当職員・・・理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理指導担当職員※3等

※3 心理指導担当職員・・・学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者

(3) 居宅訪問型児童発達支援の指定基準

居宅を訪問し、日常生活における基本動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行う。

対象：重度の障害の状態その他これに準ずる状態にあり、児童発達支援又は放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難であると認められた障害児

※ 重度の障害の状態その他これに準ずる状態とは、次に掲げるものをいう。

- ① 人工呼吸器を装着している状態その他の日常生活を営むために医療を要する状態
- ② 重い疾病のため感染症にかかるおそれがある状態

人員基準	従業者	訪問支援員	○訪問支援を行うために必要な数 ○資格要件あり（資格＋実務経験） ○訪問支援員と児童発達支援・放課後等デイサービスの児発管の兼務は不可
		児童発達支援管理責任者	○1人以上 ○資格要件あり（実務経験＋研修修了） ○管理上支障がない場合は、訪問支援員又は管理者との兼務は可※1
	管理者	当該事業所の管理業務に従事するもの (業務に支障がない場合は、一定の要件を満たした上で兼務可)	
設備基準		○事業の運営を行うために必要な広さを有する区画を設ける	
運営基準		○運営規程を定める義務 など	

※1 訪問支援員、児童発達支援管理責任者及び管理者の3職種の兼務は不可、兼務は2職種まで

訪問支援員の資格要件について

資格	実務経験	実務経験年数
理学療法士	<ul style="list-style-type: none"> ・障害児に対する介護※4業務、及び障害児の介護を行う者に対して介護に関する指導を行う業務 ・障害児に対し訓練等※5を行い、及び障害児の訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務 ・障害児に対し職業訓練又は職業教育に係る業務 	3年以上かつ 540日以上
作業療法士		
言語聴覚士		
看護職員※1		
保育士※2		
児童指導員※2		
心理指導担当職員※3		

※1 看護職員・・・保健師、助産師、看護師又は准看護師

※2 保育士については資格取得後、児童指導員・心理指導担当職員※3についてはその業務に配置後の実務経験による

※3 心理指導担当職員・・・学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者

※4 介護・・・入浴、排せつ、食事その他の介護

※5 訓練等・・・日常生活における基本的動作の指導、知識技能の付与、生活能力向上のための訓練その他の支援

（４）保育所等訪問支援の指定基準

保育所等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行う。

対象：保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校、認定こども園その他児童が集団生活を営む施設に通う障害児であって、当該施設を訪問し、専門的な支援が必要と認められた障害児

人員基準	従業者	訪問支援員※ ¹	○訪問支援を行うために必要な数 ○訪問支援員と児童発達支援・放課後等デイサービスの児発管の兼務は不可
		児童発達支援管理責任者	○1人以上 ○資格要件あり（実務経験+研修修了） ○管理上支障がない場合は、訪問支援員又は管理者との兼務は可
	管理者	事業所の管理業務に従事するもの （業務に支障がない場合は、一定の要件を満たした上で兼務可）	
設備基準		○事業の運営を行うために必要な広さを有する区画を設ける	
運営基準		○運営規程を定める義務 など ○運営にあたっては『保育所等訪問支援の効果的な実施を図るための手引書』を御一読ください	

※訪問支援員、児童発達支援管理責任者及び管理者の3職種の兼務は不可、兼務は2職種まで

※1 訪問支援員・・・障害児支援に関する知識及び相当の経験を有する児童指導員、保育士、理学療法士、作業療法士、心理担当職員※²等であって、集団生活への適応のため専門的な支援の技術を有する者

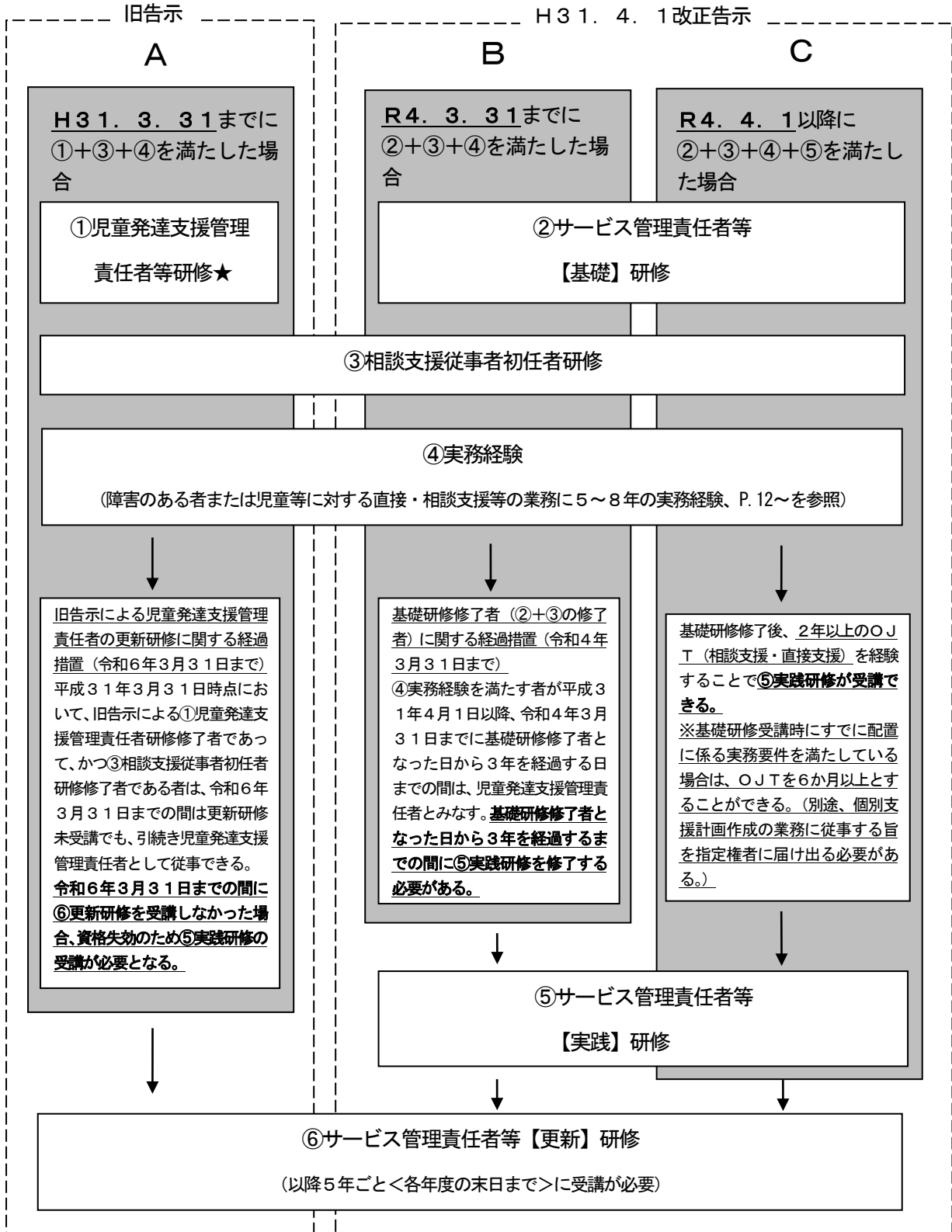
※2 心理指導担当職員・・・学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者

3. 従業員の資格要件等について

(1) 児童発達支援管理責任者について

児童発達支援管理責任者とは、「障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの（平成24年3月30日厚生労働省告示第230号）」にあるとおり、①研修修了及び②実務経験のどちらも満たしている必要があります。

以下AからCのいずれかの要件を全て満たした場合、児童発達支援管理責任者として配置が可能です。



★平成18年～平成31年3月までにサービス管理責任者研修の各分野（いずれの分野でも可）を修了、もしくは、平成24年～平成31年3月までに児童発達支援管理責任者研修を修了していること。

児童発達支援管理責任者の要件となる実務経験について

児童発達支援管理責任者の要件となる実務経験とは、以下のいずれかに該当するものとする。(厚生労働省告示第230号)
 ○イ及びロの期間が通算して5年以上かつ当該期間からハの期間を通算した期間を除いた期間が3年以上であること
 ○ニの期間が通算して8年以上かつ当該期間からホの期間を除いた期間が3年以上であること
 ○イ、ロ及びニまでの期間を通算した期間からハ及びホの期間を通算した期間を除いた期間が3年以上かつへの期間が通算して5年以上であること

次の(1)から(7)に掲げる者が、相談支援の業務(身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者又は児童福祉法第四条第一項に規定する児童の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務)に従事した期間

	業務内容	根拠法令等
(1)	地域生活支援事業の従業者	(障害者総合支援法第77条第1項及び第78条第1項)
	障害児相談支援事業の従事者	(障害者総合支援法附則第26条の規定による改正前の児童福祉法第6条の2第1項)
	身体障害者相談支援事業の従事者	(障害者総合支援法附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法第4条の2第1項)
	知的障害者相談支援事業の従事者	(障害者総合支援法附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法第4条)
(2)	児童相談所の従業者	(児童福祉法第12条第1項)
	児童家庭支援センターの従業者	(児童福祉法第44条の2第1項)
	身体障害者更生相談所の従業者	(身体障害者福祉法第11条第2項)
	精神障害者社会復帰施設の従業者	(障害者総合支援法附則第46条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第50条の2第1項)
	知的障害者更生相談所の従業者	(知的障害者福祉法第12条第2項)
	福祉に関する事務所の従業者	(社会福祉法第14条第1項)
	発達障害者支援センターの従業者	(発達障害者支援法第14条第1項)
(3)	障害児入所施設	
	乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設	(児童福祉法第37条、41条、43条の2、44条)
	障害者支援施設	(障害者総合支援法第5条第11項)
	老人福祉施設の従業者	(老人福祉法第5条の3)
	精神保健福祉センターの従業者	(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第6条第1項)
	救護施設及び更生施設の従業者	(生活保護法第38条第2項、第3項)
	介護老人保健施設及び介護医療院の従業者	介護保険法第8条第28項、第29項)
	地域包括支援センターの従業者	(介護保険法第115条の46第1項)
(4)	障害者職業センターの従事者	(障害者の雇用の促進等に関する法律第19条第1項)
	障害者就業・生活支援センターの従事者	(障害者の雇用の促進等に関する法律第27条第2項)
(5)	学校教育法第一条に規定する学校(大学を除く)その他これらに準ずる機関の従業者	(学校教育法第1条)
(6)	病院若しくは診療所の従事者(社会福祉主事任用資格者等【※1】並びにへに掲げる資格を有している者、イの(1)から(5)に掲げる従事者及び従業者の期間が1年以上の者に限る。)	(健康保険法第63条第3項)
(7)	その他これらの者に準ずると都道府県知事が認めた者	

業務内容		根拠法令等
次の(1)から(6)に掲げる者であって、社会福祉主事任用資格者等、児童指導員任用資格者等【※2】並びに精神障害者社会復帰指導員任用資格者が、直接支援の業務(身体上又は精神上的の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者又は児童福祉法第四条第一項に規定する児童につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援(以下「訓練等」という。)を行い、並びにその訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務に従事した期間		
口	(1) 障害児入所施設、乳児院、児童家庭支援センター、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、障害者支援施設、老人福祉施設、介護老人保健施設及び介護医療院の従業者	
	助産施設、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設の従業者	(児童福祉法第36条、第38条、第39条第1項、第39条の2第1項、第40条)
	療養病床関係病室の従業者	医療法第7条第2項第4号)
	障害児通所支援事業の従業者	
	児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業	(児童福祉法第6条の3第1項、第2項、第3項、第4項、第5項、第6項、第7項、第8項、第9項、第10項、第11項、第12項、第13項、第14項)
	障害福祉サービス事業の従事者	(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第1項)
	老人居宅介護等事業の従事者	(老人福祉法第5条の2第2項)
	(3) 病院若しくは診療所又は薬局の従事者	(健康保険法第63条第3項)
	訪問看護事業所の従業者	(健康保険法第89条第1項)
	(4) 特例子会社の従業者	(障害者の雇用の促進等に関する法律第44条第1項)
	助成金受給事業所の従業者	(障害者の雇用の促進等に関する法律第49条第1項第6号)
	(5) 学校その他これに準ずる機関の従業者	
(6) その他これらの者に準ずると都道府県知事が認めた者		
(ハ)	老人福祉施設、救護施設、更生施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域包括支援センターその他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者が、相談支援の業務その他これに準ずる業務に従事した期間及び老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、療養病床関係病室その他これらに準ずる施設の従業者、老人居宅介護等事業その他これに準ずる事業の従業者又は特例子会社、助成金受給事業所その他これらに準ずる施設の従業者であって、社会福祉主事任用資格者等、児童指導員任用資格者等又は精神障害者社会復帰施設指導員任用資格者である者が、直接支援の業務に従事した期間を合算した期間	
(ニ)	口(1)から(6)に掲げる者であって、社会福祉主事任用資格者等、児童指導員任用資格者等又は精神障害者社会復帰施設指導員任用資格者でない者が、直接支援の業務に従事した期間	
(ホ)	老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、療養病床関係病室のその他これらに準ずる施設の従業者、老人居宅介護等事業その他これに準ずる事業の従業者又は特例子会社、助成金受給事業所その他これらに準ずる施設の従業者であって、社会福祉主事任用資格者等、児童指導員任用資格者等又は精神障害者社会復帰施設指導員任用資格者でない者が、直接支援の業務に従事した期間を合算した期間	
(ヘ)	医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士又は精神保健福祉士が、その資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間	
※1 「社会福祉主事任用資格者等」は、社会福祉主事任用資格者及び訪問介護員2級以上に相当する研修の修了者のことを指す。		
※2 「児童指導員任用資格者等」は、保育士及び児童指導員任用資格者のことを指す。		

(2) 児童指導員について

児童指導員とは、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年12月29日厚生省令第63号）」第43条各号（以下の①～⑩）のいずれかに該当する者です。以下の証明書類の提出をもって、児童指導員として配置することが可能です。

	要件	提出書類
①	都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者	卒業証明書
②	社会福祉士の資格を有する者	資格証の写し
③	精神保健福祉士の資格を有する者	資格証の写し
④	学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者	卒業証明書の写し（学科、専攻の記載があるもの）
⑤	学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）において、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者	左記理由により大学院への入学が認められたことの証明書の写し
⑥	学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者	卒業証明書の写し（研究科の記載があるもの）
⑦	外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者	卒業証明書の写し
⑧	学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上児童福祉事業に従事した者	実務経験証明書 ※従事期間2年以上かつ従事日数360日以上の証明
⑨	教職員免許法に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭の免許状を有する者であって、都道府県知事が適当と認められたもの	教員免許の写し ※養護教諭、栄養教諭は該当しない。
⑩	3年以上児童福祉事業に従事した者であって、都道府県知事が適当と認めた者	実務経験証明書 ※従事期間3年以上かつ 従事日数540日以上の証明

※「児童福祉事業」に従事した経験とは、以下のいずれかにおける、直接支援又は相談支援の業務に従事した経験を指す

●児童福祉法第6条の2の2に規定される事業

児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、障害児相談支援事業

●同法第6条の3に規定される事業

児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業

●同法第7条に規定される施設

助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設（旧情緒障害児短期治療施設）、児童自立支援施設及び児童家庭支援センター

●同法第12条に規定される児童相談所

※強度行動障害者支援者養成研修（基礎研修）修了者、重度訪問介護従事者養成研修行動障害支援課程修了者、行動援護従業者養成研修修了者は児童指導員の資格要件にはなりません。

（3）実務経験年数及び日数換算について

「1年以上の実務経験」とは、「業務に従事した期間が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上であること」を指します。

4. その他指定に関する事項について

（1）常勤について

勤務時間が、事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は「32時間」を基本とする）に達していることを指します。

ただし、男女雇用機会均等法の母性健康管理措置、又は育児・介護休業法若しくは「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」（厚生労働省）に沿って、事業者が設ける所定労働時間の短縮等の措置が講じられている者については、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間を30時間として取り扱うことができます。（利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合に限る）

なお、正規職員、非正規職員の雇用形態を問わず勤務時間によって定義されます。

(2) 常勤換算方法について

従業員の勤務の延べ時間数を事業所において常勤の従業員が勤務すべき時間数で除することにより、事業所の従業員の員数を常勤の従業員の員数に換算する方法を指します。

【計算例】

○事業所の1週間の勤務すべき時間が週40時間（1日8時間）の場合

・常勤職員A（週40時間勤務）＋非常勤職員B（週18時間勤務）＝58時間

・58時間÷40時間＝1.4人（常勤換算）※小数第二位切捨

(3) 「専ら従事する」、「専ら提供に当たる」、「専従」について

原則として、サービス提供時間帯を通じて指定通所支援以外の職務に従事しないことを指します。

この場合のサービス提供時間帯とは、事業所における勤務時間をいうものであり、当該従業員の常勤、非常勤の別を問いません。

(4) 法人の登記事項全部証明書の目的について

「児童福祉法に基づく障害児通所支援事業」等の記載が必要です。

なお、こちらの記載により児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援の4事業の実施が可能です。

特定の事業のみ実施する場合はその事業のみの記載で差し支えありません。

5. 指定申請について

(1) 指定申請のスケジュール

指定日（事業開始が可能となる日）は、毎月1日です。指定までに時間を要しますので（下記の申請の流れ参照）、予定している事業開始日から、ゆとりをもって早めに御準備ください。

時期 (例: 4月開所の場合)	内容
事前協議の実施前	<p>①市町村長への意見書依頼</p> <p>県への事前協議の前に、市町村の障害福祉計画上のサービス需要見込みを踏まえた意見書の発行を事前に依頼してください。</p> <p>※事前協議後に指定申請書を提出する際は、開設する所在地の市町村が作成する意見書が必要です。市町村による意見書は発行に期間を要する場合がありますため、早期に依頼を行ってください。）</p>
指定予定月の3か月前まで (1月末日まで)	<p>②事前協議</p> <p>新規指定を受ける事業者は、事前協議資料を作成し、メール (a3300-06@pref.saitama.lg.jp) で提出してください。また、あらかじめ電話等によりお問い合わせください。来庁された場合、担当者の不在等により相談に応じることができないことがありますので、あらかじめ御了承ください。</p> <p>○事前協議に必要な資料は以下のとおりです。</p> <p>(1)事業計画書（任意様式。以下の内容をすべて記載すること）</p> <p>①申請者（法人の名称、所在地、代表者、連絡先、他に実施している事業）</p> <p>②事業開始動機（障害児通所支援事業を始めようとした理由、市町村の選定理由等）</p> <p>③事業所について（名称、所在地、種別、開始予定年月、定員、事業実施地域等）</p> <p>※<u>建築基準法改正前の建物（建築確認年月日が昭和56年6月1日より前）の場合は耐震基準を満たしていることを確認するため、耐震診断等の結果表を提出</u>してください。</p> <p>④支援内容（営業日、営業時間、主たる対象者、利用者数の見込み、具体的なサービス内容）</p> <p>⑤関係機関への相談状況（市障害児担当課、建築基準法・都市計画法等所管課、消防署）</p> <p>「(様式) 他法令遵守の確認票（障害児通所支援）」に必要事項を記入してください。</p> <p>(2)事業を行う場所の平面図</p> <p>①どの部屋を何室として利用するか記載すること。</p> <p>(発達支援室、相談室、便所、手洗い場、事務スペースが必要です)</p> <p>②発達支援室は面積を記載すること（<u>児童一人当たり2.47㎡以上</u>）</p> <p>(3)管理者及び児童発達支援管理責任者の経歴書等</p> <p>①経歴書（経歴、資格、修了している研修の記載をすること）</p> <p>※原則、参考様式3を使用してください。</p>

	<p>②資格証、研修修了証書、実務経験証明書の写しを添付すること。</p> <p>(児童発達支援管理責任者の研修要件が複雑なため、申請者や本人が児童発達支援管理責任者の研修要件を満たしていると考えていたにもかかわらず、申請時に研修修了証書を確認したところ、研修要件を満たしていないケースが見られます。また、実務経験証明書を提出できない場合は、実務経験を満たしているかわからないため、児童発達支援管理責任者と任用することはできません。)</p>
<p>指定予定月の前々月 10 日～20 日の間※期限内必着 (2 月 10 日～2 月 20 日まで)</p>	<p>③書類の提出</p> <p>指定申請書一式を作成してください。様式は県のホームページに掲載しています。電話で事前予約の上来庁にて提出してください。(電話：048-830-3317)</p> <p>なお、提出に際して、申請担当者に加え、必ず児童発達管理責任者及び管理者が来庁するようお願いいたします。</p> <p>申請書の提出は、要件の充足や補正に要する期間を含め、受理までに1か月程度の期間を要します。期日までに補正のない申請書類が整わなければ、指定月が遅れてしまいますので、余裕をもって書類を作成してください。</p> <p>④申請書類の受理</p> <p>前月10日までに補正が完了し、不備がなければ申請書を受理します。</p>
<p>申請書受理から指定予定月まで</p>	<p>⑤福祉事務所の現地確認</p> <p>事業所所在地を所管する福祉事務所の現地確認を受けて下さい。 (以下の『現地確認を行う福祉事務所』を確認して下さい。)</p> <p>⑥書類審査等</p> <p>指定基準を満たしているかどうか、提出された書類に基づき審査を行います。</p>
<p>指定予定月 (4月1日)</p>	<p>⑦指定</p> <p>審査の結果、指定基準を満たしているときは、翌月1日に指定します。指定した事業者には、事業所番号を付した指定通知書を送付します。指定事業所の見やすい場所に重要事項等とともに掲示してください。なお、指定通知の再発行はしませんので大切に保管してください。</p>

(2) 指定の窓口

<指定申請の受付担当>

担当：埼玉県福祉部 障害者支援課 地域生活・医療的ケア児支援担当

電話：048-830-3317（直通）

住所：〒330-9311 さいたま市浦和区高砂3-15-1

<現地確認を行う福祉事務所>

○東部中央福祉事務所（春日部市） 介護保険・施設整備担当

（電話：048-737-2132代表）

【管轄区域】

行田市、加須市、春日部市、羽生市、鴻巣市、上尾市、草加市、蕨市、戸田市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、三郷市、蓮田市、幸手市、吉川市、白岡市、伊奈町、宮代町、杉戸町、松伏町

○西部福祉事務所（坂戸市） 介護保険・施設整備担当

（電話：049-283-6800代表）

【管轄区域】

所沢市、飯能市、東松山市、狭山市、入間市、朝霞市、志木市、新座市、富士見市、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、ふじみ野市、三芳町、毛呂山町、越生町、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、東秩父村

○北部福祉事務所（本庄市） 介護保険・施設整備担当

（電話：0495-22-6154直通）

【管轄区域】

熊谷市、本庄市、深谷市、美里町、神川町、上里町、寄居町

○秩父福祉事務所（秩父市） 介護保険・施設整備担当

（電話：0494-23-2119直通）

【管轄区域】

秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町

(3) 提出書類

○ 様式は県ホームページに掲載しています。

埼玉県公式ホームページ → 健康・福祉 → 障害者（児）福祉 → 障害者福祉施設

→ 障害児施設指定の手続き（障害児通所支援・障害児入所施設）

URL【 <http://www.pref.saitama.lg.jp/a0605/s230/index.html> 】

No	書類名	適用	確認事項
1	障害児通所支援事業所指定申請書 (様式第8号の3)	○	・事業所名称・所在地等は、付表や運営規程等の申請書類と一致しているか
1-2	児童福祉施設設置認可書 (児童発達支援センターのみ) (様式第41号)	△	・児童発達支援センターのみ必要
2	指定に係る記載事項 付表(1~6)	○	・指定を受けるサービスに係る記載事項をサービスごとに作成しているか ・事業所名称・所在地等は、運営規程等の申請書類と一致しているか ・管理者、児童発達支援管理責任者の氏名等が経歴書と一致しているか ・当該事業の実施について定めてある条例等が一致しているか
3	登記事項証明書又は条例	—	・目的に「児童福祉法に基づく障害児通所支援事業」等の記載があるか（提出は不要）
4	位置、建物の平面図（参考様式1）	○	・位置図は最寄駅やバス停、近隣の同一法人運営施設等との位置関係がわかるものか ・最寄駅から事業所までの道順、所要時間等を記載しているか ・発達支援室等の面積要件があるものは面積が記載しているか
5	設備・備品等一覧表（参考様式2）	○	・発達支援室、相談室、便所等各サービスで必須とされている設備は記載されているか ・鍵付書庫の記載はあるか
6	事業所の外観、内部の写真及び写真方向図	○	・外観、出入口、各部屋、手洗い場、事務室および鍵付書庫等を撮影しているか ・各カラー写真には番号をつけ、撮影位置と方向を、矢印と丸数字で平面図に記載しているか ・写真は内装完了後の写真を添付しているか
7	賃貸借契約書（賃貸の場合）もしくは建物の登記事項証明書（自己所有の場合）	○	・賃貸借契約書の使用目的に「障害児通所」等の記載があるか ・賃貸借の場合は重要事項説明書が含まれているか ・建築基準法改正前の建物（建築確認年月日が昭和56年

			6月1日より前の建物) ではないか ※建築基準法改正前の基準による建物の場合は耐震基準を満たしているか確認する(9 耐震診断の結果表の写し)
8	建物の検査済証の写し又は確認通知書・確認済証の写しなど(建物確認年月日が確認できるもの)	△	・他資料で建物の新築年月日が確認できない場合に添付してあるか
9	耐震診断の結果表の写し	△	・建築基準法改正前の建物(建築確認年月日が昭和56年6月1日より前の建物)の場合は添付しているか ・耐震基準を満たしているか
10	防火対象物使用開始届出書等の写し	○	・消防署に確認し必要な手続きを行っているか
11	消防用設備設置届出書の写し	△	・誘導灯、消火器、火災通報設備等の有無を確認しているか
12	管理者の経歴書および資格証明書(参考様式3)	○	・経歴書には管理者の証明写真を添付しているか ・職歴と実務経験証明書の記載内容は一致しているか ・資格及び研修履歴の資格取得日又は研修修了日等は資格証又は研修受講証明書等と一致しているか ・資格証及び実務経験証明書と勤務体制・形態一覧表の姓が一致しない場合、戸籍謄本又は法人代表者による旧姓の証明を添付しているか
13	児童発達支援管理責任者の経歴書、資格証明書、研修受講証明書及び実務経験証明書(参考様式3、参考様式4)	○	・経歴書には児童発達支援管理責任者の証明写真を添付すること ・職歴と実務経験証明書の記載内容は一致しているか ・資格及び研修履歴の資格取得日又は研修修了日等は資格証又は研修受講証明書等と一致しているか ・研修修了及び実務経験の両方の要件を満たしているか ・資格証及び実務経験証明書と勤務体制・形態一覧表の姓が一致しない場合、戸籍謄本又は法人代表者による旧姓の証明を添付しているか
14	管理者及び児童発達支援管理責任者の雇用契約書	○	・労働日、労働時間等が勤務体制・形態一覧表と一致しているか

15	勤務体制・形態一覧表（参考様式6）	○	<ul style="list-style-type: none"> ・常勤は週32時間以上40時間以内となっているか ・常勤の児童発達支援管理責任者を1名以上配置しているか（児童発達支援・放課後等デイサービスのみ） ・常勤の児童指導員又は保育士を1名以上配置しているか（児童発達支援・放課後等デイサービスのみ） ・児童指導員又は保育士を2名以上配置しているか（定員10名の場合） ・週の合計、常勤換算後の人数は正しく計算されているか ・事業所の営業時間は付表と一致しているか
16	従業者の資格証、実務経験証明書（参考様式4）	○	<ul style="list-style-type: none"> ・実務経験証明書は原本を添付しているか ・資格証及び実務経験証明書と勤務体制・形態一覧表の姓が一致しない場合、戸籍謄本又は法人代表者による旧姓の証明を添付しているか
17	運営規程	○	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所名称・所在地等は、付表や運営規程等の申請書類と一致しているか ・営業日、営業時間、サービス提供時間等が付表と一致しているか ・通常の実施地域は付表と一致しているか ・最新の県のモデル運営規程を参照しているか。
18	障害児等からの苦情を解決するために講ずる措置の概要（参考様式5）	○	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情受付担当と電話番号が付表と一致しているか ・苦情受付担当者と苦情解決責任者は異なる担当者を配置しているか
19	誓約書（参考様式7）	○	<ul style="list-style-type: none"> ・日付は記載されているか
20	役員名簿（参考様式7別紙）	○	<ul style="list-style-type: none"> ・管理者を記載しているか
21	事業計画書	○	<ul style="list-style-type: none"> ・申請事業に係る事業計画、療育プログラム、訓練・指導の内容が詳細に記載されているか ・主な支援内容や1日の流れ、年間行事予定は記載されているか
22	収支予算書	○	<ul style="list-style-type: none"> ・事業開始月は指定予定月から1年間のものとなっているか ・賃料は賃貸借契約書の記載と一致しているか
23	決算書等	○	<ul style="list-style-type: none"> ・法人の直近の決算書等（貸借対照表、財産目録等）が添付されており、財政上問題ないことが確認できるか ・決算を経していない法人は、1年間の収支計画書及び法人の残高証明書を添付しているか
24	市町村長の意見書	○	<ul style="list-style-type: none"> ・意見書の<u>原本</u>を添付しているか ・指定内容（サービスの種類・定員等）について、市町村の障害児福祉計画と整合しているか

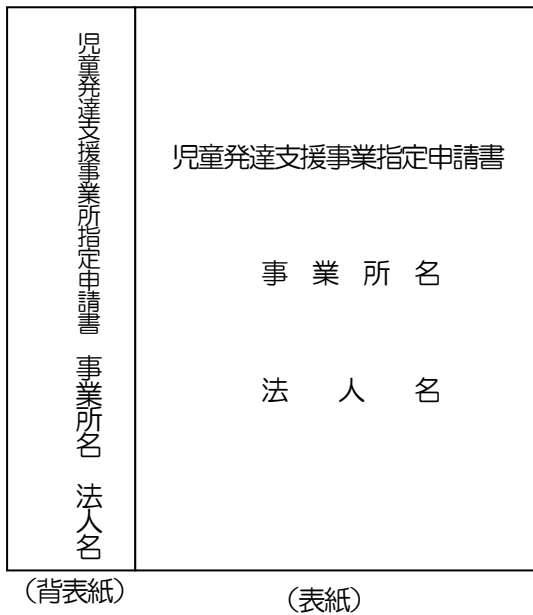
25	協力医療機関との契約内容がわかるもの	○	・協力医療機関協定書に事業者と協力医療機関の印が押印されているか
26	障害児通所給付費（肢体不自由児通所医療費）の請求に関する事項（体制届出）	○	・担当者と連絡先（電話・メールアドレス）は記載されているか
27	体制等状況一覧表及び体制様式	○	・体制等状況一覧表で取得する加算に対するそれぞれの体制様式は添付されているか
28	福祉・介護職員処遇改善（特別）加算届出書	△	・体制等状況一覧表で取得する加算と内容が一致しているか
29	障害児通所支援事業等開始（変更）届出書	○	・事業所名称・所在地等は、運営規程等の申請書類と一致しているか ・管理者、児童発達支援管理責任者、従業者の人数が勤務体制・形態一覧表と一致しているか ・事業を行おうとする区域が運営規程等と一致しているか
30	業務管理体制の整備に関する事項の届出書	○	・事業者の名称、住所及び事業所の名称、所在地は申請書、付表等と一致しているか
31	自然災害のBCP（業務継続計画）	○	・自然災害及び感染症発生時の業務継続計画一式を作成しているか ※令和6年度から策定が義務となっています （参考）埼玉県HP https://www.pref.saitama.lg.jp/a0605/bcp.html
	感染症発生時のBCP（業務継続計画）		

(4) 指定申請書の編集

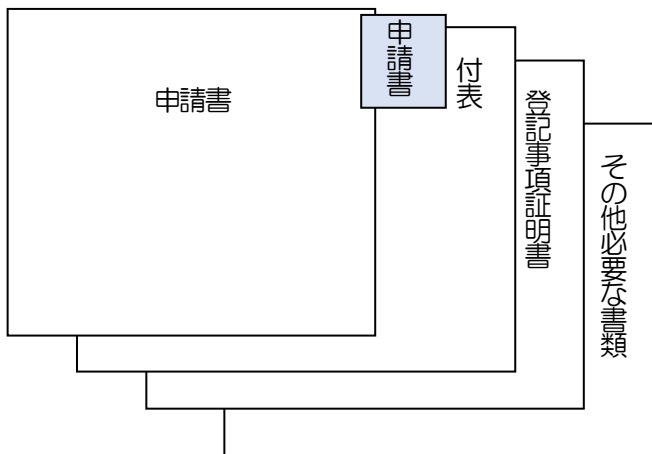
申請書類一式を二穴式A4判のフラットファイルに綴り込み、表紙にはタイトルを付けてください。同一のものを三部作成してください。(正本一部は県障害者支援課への提出用、副本一部は福祉事務所への提出用、副本一部は法人控えです。)

障害者支援課への提出は一部のみとなります。福祉事務所へ提出する副本につきましては、福祉事務所からの連絡をお待ちください。

【例】



書類を綴り込む順序は、(提出書類の番号順に並べ、それぞれの書類ごとにインデックスを付けてください。)



6. 指定事業開始後の手続

○ 様式は以下に掲載しています。

埼玉県公式ホームページ → 健康・福祉 → 障害者（児）福祉 → 障害者福祉施設
→ 障害児施設指定の手続き（障害児通所支援・障害児入所施設）

URL【 <http://www.pref.saitama.lg.jp/a0605/s230/index.html> 】

(1) 変更届出書

指定申請時に届出した内容に変更があった場合、指定事業者は変更があった日から10日以内に変更届出を提出する必要があります。（変更がある日以前の提出でも差し支えございません。）

（例：5月1日に変更があった場合は、5月10日までに届出。）

変更があった事項によって、提出する書類が異なりますので、必要書類一覧を確認してください。

(2) 事業所の移転について

事業所の所在地の変更は現地確認が必要であることから、移転予定年月日の前々月10日までに事前相談の上、必要書類を提出してください。（例：4月1日に移転する場合、2月10日までに事前相談）

なお、市区町村をまたぐ移転の場合、新規指定と同様の申請が必要になりますので、早期にご相談をお願いします。

※補助金を受けて建築（増改築）・設置した施設や設備の場合は、財産処分に知事及び厚生労働大臣の承認や国庫等に納付（補助金の返還）が必要になることがあります。財産を処分する予定の日より3か月以上前を目安にあらかじめご相談ください。

(3) 給付費等算定に係る体制等に関する届出書（体制届）

加算を算定する場合は加算を算定する月の前月15日（必着）までに届出し、16日以降に到着した場合は翌々月からの算定となります。

（例：5月1日から加算を算定する場合は4月15日までに届出、4月16日に到着した場合は6月1日から算定。）

また、加算が算定されなくなった場合は以上の期日に関わらず速やかに届出してください。

算定要件を満たさなくなった日から加算を取得することはできなくなります。

福祉・介護職員処遇改善加算を取得する場合は、加算を算定する前々月に届出が必要です。

<4月分の給付費等の手続きに関して>

4月分の給付費等は、届出書を毎年4月10日頃（通知により事前にご連絡します）までに提出してください。4月分の給付費から適用になります。

(4) 指定変更申請（利用定員増について）

利用定員を増やすときは、利用定員増となる月の前々月20日（必着）までに変更申請書の提出が必要となります。申請前に必ず障害者支援課あてに事前相談をお願いします。

(例：5月1日から利用定員増する場合は、申請前に障害者支援課まで事前に相談の上3月20日までに申請書を提出)

また、市町村が発出する意見書が必要となりますので御注意ください。

(5) 指定更新

指定には期間が6年間と定められており、指定期間満了に伴う指定更新手続きが必要となります。

指定更新に際し、前々月の10日までに申請してください。

(例：5月1日から更新する場合は3月10日までに申請書の提出。)

(6) 廃止・休止・再開届

事業を廃止・休止・再開する場合には、廃止・休止の前月10日まで、再開は再開した日から10日以内に届出してください。

(例：5月1日から廃止・休止する場合は4月10日、5月1日から再開した場合は5月10日まで。)

廃止・休止する場合には、現在サービスを受けている利用者を他の事業所に引き継ぐ等の対応が必要です。

※補助金を受けて建築(増改築)・設置した施設や設備の場合は、財産処分に知事及び厚生労働大臣の承認や国庫等に納付(補助金の返還)が必要になることがあります。財産を処分する予定の日より3か月以上前を目安にあらかじめご相談ください。

(7) 業務管理体制の整備に関する届出

障害児通所支援事業者は、法令遵守等の業務管理体制を整備し、所管行政機関に届け出る必要があります。

指定申請の提出書類に含まれていますので、確認して下さい。

また、根拠法・根拠条文が異なる事業を実施する場合は、それぞれの条文ごとに届出が必要です。

対象となる事業者	届出事項
全ての事業者	(1) 事業者の名称又は氏名 " 主たる事務所の所在地 " 代表者の氏名、生年月日、住所、職名
	(2) 法令遵守責任者の氏名
事業所等の数が20以上の事業者	(3) 上記に加え「法令遵守規程」の概要
事業所等の数が100以上の事業者	(4) 上記に加え「業務執行の状況の監査の方法」の概要
根拠条文	事業の実施主体・施設の設定主体
児童福祉法第21条の5の25	・指定障害児通所支援事業者等

7. その他

(1) 危機管理

当課が作成した「危機管理マニュアル」に基づき、日頃から事故防止の対応を行ってください。万が一、事故が発生した場合は、速やかに障害者支援課など関係機関に事故報告を提出するとともに、後日再発防止策を講じて報告してください。

(2) 災害対策

当課が作成した「災害対応マニュアル」に基づき、地震や風水害に備え防災計画の策定等を行ってください。

○ マニュアル、様式等は以下に掲載しています。

埼玉県公式ホームページ → 健康・福祉 → 障害者（児）福祉 → 障害者福祉施設向け情報
→ 危機管理・事故防止・災害対応・グループホームにおける防火安全体制

URL【 <https://www.pref.saitama.lg.jp/a0605/tyuuikanki/index.html> 】

8. 令和5年度の改正事項等について

「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（厚生労働省令）の改正を受けて、県条例を改正したこと等に伴い、令和5年4月1日から「安全計画の策定等」「自動車を運行する場合の所在確認」が義務化となります

については、各事業所におかれましても運営規程の見直しと変更届出の提出をお願いします。今回、モデル運営規程の付則で各条文の経過措置を追記しましたので、変更箇所一覧の①～⑦については運営規程に記載してください。

○ 以下の電子申請システムより変更届出を提出してください。

埼玉県公式ホームページ → 健康・福祉 → 障害者（児）福祉 → 障害者福祉施設 → 障害児施設指定の手続き（障害児通所支援・障害児入所施設） → 運営規程の見直しについて

URL【 https://s-kantan.jp/pref-saitama-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=50312 】

【内容】

1 令和4年4月1日から義務化されたもの

- (1) 「虐待の防止のための措置に関する事項」に「虐待防止のための対策を検討する委員会（虐待防止委員会）の設置等に関すること」の追加
- (2) 「身体拘束等の禁止」の追加

2 令和5年4月1日から義務化されるもの

- (1) 「安全計画の策定等」の追加
- (2) 「自動車を運行する場合の所在確認」の追加

3 令和6年4月1日から義務化されるもの

- (1) 「業務継続計画の策定等」の追加
- (2) 「衛生管理等」（感染症の予防及びまん延防止のための措置）の追加

【変更箇所一覧】

	①虐待防止の措置	②業務継続計画	④衛生管理等	⑤身体拘束等の禁止	⑥安全計画	⑦自動車を運行する場合の所在の確認
義務化の時期	R4.4.1～	R6.4.1～	R6.4.1～	R4.4.1～	R5.4.1～ ※1	R5.4.1～ ※2
モデル運営規程での条文	第14条 第1項(4)	第15条	第16条	第17条	第18条	第19条

※1 安全計画の策定等は、令和6年3月31日までの間は経過措置として、努力義務とする。

※2 自動車を運行する場合の所在の確認は、令和6年3月31日までの間は経過措置として、障害児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、ブザー等を備えること等が困難な事情があるときは、代替措置（例：運転席に確認を促すチェックシートを備え付けるとともに、車体後方に園児等の所在確認を行ったことを記録する書面を備える。）を講じて障害児の所在確認を行うこと。